## 今日の一間(やまだ塾)

(2008年8月14日掲載)

8/28 修正

No.66	現状の主な次世代育成支援施策・費用負担・考え方について述べよ。		
解答			
	制度・給付サービス	費用負担	考え方
	①育児休業給付	【国1/8, 保険料(労使折	・雇用保険の保険事故(失業や失業に準ずる雇
		半)7/8】	用継続が困難な状態)は、労働者および事業
		※ただし、当分の間、国	主の双方の共同連帯により対処すべき事項で
		庫負担の額は本来の額	あることから,労使折半により負担。
		の55%(暫定措置)	・また、保険事故である失業が政府の経済・雇
			用政策とも無縁ではなく、その責任の一端を担
			うべきであることから、一部を国庫負担。
			(育児休業給付については、それに準じた取扱
			U)
	②保育所	① 公立	・児童福祉施設最低基準(憲法第25条の「健康
		【市10/10】	で文化的な最低限度の生活」を保障するものと
		② 私立	して制定)を維持するための費用の裏づけをす
		【国1/2, 県1/4, 市1/4】	ることにより、児童に対する公の責任を果たそ
			うとするもの。
			・なお、公立保育所については、地方自治体が
			自らその責任に基づいて設置していることにか
			んがみ, 2004年度から一般財源化。
	③児童手当	① 被用者(3歳未満)	・日本の将来を担う児童の健全育成の観点か
		【国·県·市各1/10, 事業	ら, 国が一定の負担。
		主7/10】	・地域住民の福祉増進にも密接につながるた
		② 被用者(3歳以上	め、地方も一定の負担。
		【国·県·市各 1/3】	・児童の健全育成・資質向上を通じて、将来の
		③ 公務員	労働力確保につながることから、被用者に対す
		【所属庁 10/10】	る支給分について,事業主も一定の負担。
		④ 非被用者(自営等)	※ 上記の考え方を基本とした上で、2000年・
		【国·県·市各 1/3】	2004年・2006年の改正により支給対象とされた
			分(3歳以上)については、所得税の人的控除
			の見直し等により財源が賄われた経緯から、事

http://www.yamadajuku.com/

		業主の負担を求めていない。
④児童育成事業	【事業主 1/3, 県 1/3, 市	・地域住民の福祉に密接につながることによ
(放課後児童クラブ・	1/3]	り,地方も一定の負担。
病児病後児保育•一		・現在および将来の労働力確保の観点から、事
時預かり・地域子育て		業主も一定の負担。
支援拠点等)		
⑤次世代育成支援対	【国 1/2, 市 1/2】	・次世代育成支援対策推進法に基づく措置の
策交付金		推進の一環として、国の負担による補助を行う
(延長保育・全戸訪問		もの。
事業・ファミリーサポ		
ートセンター事業等)		

(注)「問題 71 次世代育成支援に関するサービスのうち「児童手当制度」の沿革を示せ。」を参照のこと。